

平成 28 年 7 月 22 日

各位

会社名 株式会社 MAG ネットホールディングス
代表者名 代表取締役社長 大島 嘉仁
(コード番号 8073)
問合せ先 取締役業務部長 吉田 智大
(TEL 03-6823-1150)

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

当社は、平成 28 年 6 月 1 日付「過年度有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、平成 28 年 6 月 1 日付で第 36 期(自平成 22 年 4 月 1 日至平成 23 年 3 月 31 日)から第 40 期(自平成 26 年 4 月 1 日至平成 27 年 3 月 31 日)の各期間において開示した有価証券報告書及び四半期報告書に係る訂正報告書を関東財務局長に提出いたしました。

このうち、平成 25 年 3 月期の第 1 四半期および第 2 四半期、平成 27 年 3 月期の第 2 四半期および第 3 四半期の四半期報告書に関し、本日付で証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、当社に対する 1,200 万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたのでお知らせいたします。

当社といたしましては、課徴金納付命令の勧告を真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領後、対応及び課徴金について検討いたしますが、特段の事情のない限り、事実及び納付すべき課徴金の額を認める方針であり、正式に決定次第改めて開示する予定です。

なお、課徴金の金額については、第 41 期(自平成 27 年 4 月 1 日至平成 28 年 3 月 31 日)決算において 3,000 万円の引当金を計上しておりますので、第 42 期(自平成 28 年 4 月 1 日至平成 29 年 3 月 31 日)においては 1,800 万円の戻入益が発生する見込みです。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様に、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以上